

65歳以上の方にお知らせです

# 平成21年10月から住民税(町・県民税)の 公的年金からの特別徴収制度(天引き)が 始まります。

## どのような制度?

平成21年10月より、公的年金にかかる個人住民税が年金からあらかじめ引かれる特別徴収制度が全国一斉に始まります。この制度の導入により、現在、納付書や口座振替で納めている公的年金等に係る住民税が年金から直接天引きされるため、納税の手間が省かれます。

※この制度の導入による税負担の変化はありません。お支払い方法が変わるだけです。

## 特別徴収の対象となる人は?

平成21年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、平成20年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方が対象となります。た

だし、次の方については対象となりません。

- ・介護保険料が年金から天引きされていない方
- ・老齢基礎年金等の給付の年額が18万円未満の方
- ・天引きされる住民税額が老齢基礎年金の額を超える方など

## 特別徴収される住民税額とは?

年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給付からの天引き、または納付書で納めていただくこととなります。

## 特別徴収の対象となる年金は?

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等です。

## 特別徴収の時期・納付方法は?

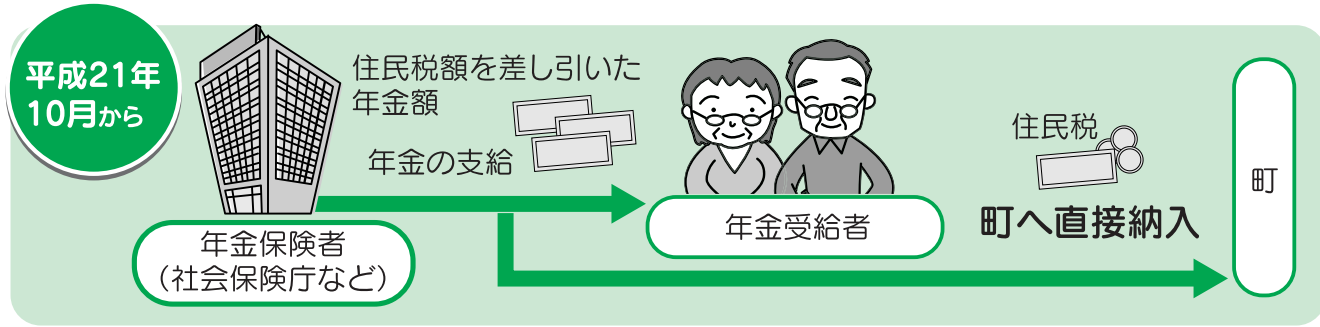
平成21年10月支給分の年金から天引きが開始されます。

なお、平成21年度については特別徴収導入初年度のため6月、8月の2期分は、これまでどおり納付書等で納めていただき、10月以降は特別徴収に切り替わります。平成22年度からは年間を通しての特別徴収になります。

(納付方法参照)

▼問い合わせ先|| 税務課 住民税係

☎ 56 9 1 2 2



●これまでの納付方法 (例)年税額が12,000円の場合

納付方法	納付書または口座振替で納付			
納付月	第1期(6月)	第2期(8月)	第3期(10月)	第4期(1月)
税 額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/4
年税額(12,000円)を4回に分けて納付				

●平成21年度の納付方法 (例)年税額が12,000円の場合

納付方法	納付書または口座振替で納付		年金から特別徴収(天引き)		
納付月	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
税 額	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6
	年税額(12,000円)の半分(6,000円)を2回に分けて納付		年税額(12,000円)の半分(6,000円)を3回に分けて納付		

●平成22年度以降の納付方法 (例)年税額が12,000円の場合

納付方法	年金から特別徴収(天引き)					
	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	前年度の2月分と同じ額			年税額(12,000円)から仮徴収で天引きした額(6,000円)を差し引いた額を3回に分けて納付		

## 徴収強化週間について

現在、町では栃木県地方税徴収特別対策室と協働で滞納整理を行っております。期限を過ぎても納付がない場合は文書による督促及び催告を行い、自主的な納付を期待しているところではありますが、納税の公平と税収の確保を図るため、6月後半からの2週間を徴収強化週間とし、町税務課職員及び県対策室職員を中心に町税等を滞納されている方のお宅を重点的に訪問します。期間中は、昼間はもとより、夜間も町内を各班に分けて訪問を行います。

なお、一部納付若しくは納付誓約等されている場合でも、納付が途切れた場合及び新規に発生する町税等を含めると滞納が増える場合については、訪問することがありますので、ご理解ください。

納付が遅れている方については、徴収強化週間前に必ず完納又は納税相談されるようお願いします。

▼問い合わせ先＝税務課 納税係 ☎(56) 9121

